

第12回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成27年6月25日 午前10時
- 2 場所 滝沢市公民館 2階 第3会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第 6 報告第1号 第1回総務小委員会の報告について
 - 日程第 7 報告第2号 農地法第3条の3第1項に基づく届出の確認事務報告について
 - 日程第 8 報告第3号 農地法第3条第1項の規定による許可の取り消しの事務報告について
 - 日程第 9 報告第4号 農地転用届出の確認事務報告について
 - 日程第 10 報告第5号 農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
 - 日程第 11 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第 12 報告第7号 農地あっせん申出の取下願いの報告について
 - 日程第 13 報告第8号 盛岡地方裁判所からの農地等の照会に対する確認事務報告について
 - 日程第 14 報告第9号 農地台帳搭載願に対する確認事務報告について
- 4 出席委員
 - 1 番委員 大森 泰英
 - 2 番委員 金崎 修一
 - 3 番委員 鈴木 文雄
 - 4 番委員 工藤 肇
 - 5 番委員 井坂 義信
 - 6 番委員 菊地 和夫
 - 7 番委員 齊藤 文一郎
 - 8 番委員 新田 義修
 - 9 番委員 鈴木 学
 - 10 番委員 西村 秋良
 - 11 番委員 小山田 栄一
 - 12 番委員 小森 アツ子
 - 13 番委員 中村 奈々子
 - 14 番委員 齊藤 新一
 - 15 番委員 三上 榮
 - 16 番委員 齊藤 實

5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 局長 長嶺正治

〃 総括主査 武田裕雅

〃 主査 海老澤愛

開会時刻 平成27年6月25日 午前10時

議長 只今の出席委員は16名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

これより、第12回滝沢市農業委員会総会を開催いたします。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。議事録署名人につきましては、9番鈴木学委員及び10番西村秋良委員を指名します。

書記には、事務局の武田総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮り致します。本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

長嶺事務局長 (第11回総会開催後の業務を報告する)

議長 日程第4議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

武田総括主査 農地法第5条の規定による許可に対する意見の決定について説明いたします。

(以降議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

整理番号1、本件農地は都市計画区域内で、農業振興地域内ですが農用地区域外の農地です。

現地の状況は、滝沢小学校より東へ470m以内の位置にあり、現地は住宅や公共施設が連担している区域に農地が点在している状況です。農地区分は3種と判断します。第3種農地は原則許可し得るため、農地区分と転用目的については問題ないものと考えます。

議長 今回の現地調査は、11番小山田栄一委員と12番小森アツ子委員、13番中村奈々子委員が行っておりますので、本案件の現地調査報告は11番小山田栄一委員にお願いします。

11番小山田委員 それでは、私のほうから整理番号1番について、6月15日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

 位置的には、滝沢小学校より東へ約470メートルのところにあります。

 周囲の状況は住宅や公共施設等が連たんしている区域に農地が点々と散在している状況でした。

 転用の理由は、譲受人は現在市内でアパートに住んでいますが、子供も大きくなり手狭となったため、住宅建築を計画したとのことです。現地は、譲受人の父親の住居に隣接しており、農作業の手伝いを含め、親の面倒を見るうえで安心であることから、選定したとのことです。

 取水は市上水道、排水は合併処理浄化槽を利用するとのことです。

 調査の結果、日照については支障なく、被害防除についても影響が少なく、問題がないものと見受けられました。

 以上、報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

 (なしの声あり)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する可否の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

 よって、議案第1号は許可相当することに決定いたしました。

 日程第5議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主査 今回の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、所有権移転の案件が2件、利用権貸借の案件が4件です。資料は8ページをご覧ください。

(以降議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

整理番号1番については、農地所有者の土地改良区賦課金等の負債整理のため、整理番号2番については、農地所有者が病気になり農地の耕作が難しくなったため、農地中間管理機構の特例事業を活用して所有権移転を行うものです。

整理番号2番は、平成26年3月11日に農地所有者より貸付け希望であっせんの申出を受け、平成26年3月25日開催の第33回農業委員会総会であっせんすることが決まった農地ですが、農地所有者が特例事業を活用して所有権移転する意向となったため、後ほど説明申し上げます報告第8号のとおり、あっせん申出を取り下げたものです。

整理番号3番については、相続登記未了の土地ですが、所有権を有する者の同意について、2分の1を超える持分を有する者の同意が得られたため、存続期間5年以内での権利設定となりました。

整理番号5番については、茨城県に本社を構える農業生産法人が、生産作物であるハウレンソウについて、関東近辺の耕作地では夏場の高温により作物に障害が発生することから、夏場に比較的冷涼な東北地方で農地を探していたということです。期間は今年いっぱいの権利設定となっておりますが、来年度以降については農地中間管理事業を活用する方向ということです。今後は、ハウレンソウを中心としてベビーリーフ等の作付け面積を拡大していく計画で、軌道にのれば地元の雇用も検討していきたい、ということでした。

整理番号6番については、9年ほど前に農地所有者が病気になり耕作ができなくなって以来、農地所有者の弟である借受申出者が、栽培作物の育成と農地の維持管理を続けてきたということです。農地の管理をする上で、農地に関連する郵便物等が借受予定者の自宅に送付されることが望ましいとの意向により、今回申出をおこなったということです。借受申出者は、今回初めて農地の権利設定を行いますが、これまでの経緯と状況から、新規就農の取扱いではなく、通常の利用権設定となりました。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査は、整理番号1から2については中村奈々子委員に、整理番号3から6については12番小森アツ子委員にお願いいたします。それでは、13番中村奈々子委員にお願いいたします。

1 3 番中村委員 それでは、私のほうから整理番号1番及び2番について、6月15日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。
整理番号1番は、広く農地として活用されておりました。
整理番号2番は、草刈り及びロータリー作業がされている農地でした。
対象となる農地は全て農業振興地域内の農用地区域に該当しており、農地中間管理事業の特例事業を活用して、地域内の認定農業者に所有権移転を計画しているものです。
以上で、整理番号1番及び2番の調査報告とさせていただきます。

議長 続いて、12番小森アツ子委員お願いします。

1 2 番小森委員 それでは、私のほうから整理番号3番から6番について、6月15日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。
どちらも現地を確認するかぎり、広く農地として活用されておりました。
全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局からの説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回、設定を受ける方は、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
本件の利用権設定により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。
以上で、整理番号3番から6番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

8 番新田委員 整理番号5の株式会社TKFが他県から参入するわけですが、ホウレンソウの産地は岩手町とか八幡平市とかいろいろあると思うのですが、なぜこの滝沢市内の農地を選んだのか伺います。

海老澤主査 只今のご質問は、どうして滝沢市内の農地を選定されたのか。ということだと思いますが、会社として岩泉町の方も検討したのですが、鹿の獣害がひどいということで、獣害対策に係るコスト等を検討した結果、滝沢市内の方が低コストで始められるということで、決定したと伺っております。

議長 そのほかありませんか

8 番新田委員 作った作物は何処に出荷する予定なのでしょうか

海老澤主査 只今のご質問は、育てた作物は何処に出荷する予定なのか。ということと思いますが、まだ地産地消というわけではなく、関東の方に出荷すると伺っています。つまり、関東の方の大手スーパーに出荷すると伺っています。

議長 その外ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑を終了してこれより採決に入ります。
議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号について原案のとおり決定しました。

議長 日程第6報告第1号、総務小委員会の報告について、総務小委員長は議長を兼ねておりますので、三上総務小委員会副委員長より報告させます。

15番三上委員 (議案書朗読説明)

議長 日程第7報告第2号、農地法第3条の3第1項に基づく届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地法第3条の3第1項の規定による届け出の確認事務報告について報告します。

案件は2件です。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 日程第8報告第3号、農地法第3条第1項の規定による許可の取消の事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地法第3条1項の規定による許可の取り消しの事務報告について報告します。案件は1件です。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、譲渡し人、譲受人双方の合意による申請で

あり、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、取消通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第9報告第4号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用届出の確認事務報告は第4条によるものが2件となります。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第10報告第5号、農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地転用を伴わない農地の現状変更届出は2件となります。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第11報告第6号、農地法第18条6項の規定による通知について、事務局より報告させます。

海老澤主査 農地法第18条第6項の規程による届出について報告します。案件は1件です。

(以降議案書朗読)

本案件は、賃貸借の更新をしないこととなったための合意解約となります。

以上で報告を終わります。

議長 日程第12報告第7号、農地あっせん申出の取下げ願の報告について、事務局より報告させます。

海老澤主査 農地あっせん申出の取り下げ願について報告します。

案件は2件です。

(以降議案書朗読)

整理番号1番につきましては、議案第2号整理番号2番で補足説明いたしましたとおりでございます。整理番号2番につきましては、農地中間管理事業の特例事業を活用して、希望する面積の農地

を取得することができたため、取下げとすることになったものです。
以上で報告を終わります。

議長 日程第13報告第8号、盛岡地方裁判所からの農地等の照会に対する確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 盛岡地方裁判所からの農地等の照会に対する確認事務報告について報告します。この案件は、平成26年10月にも同じ場所で照会が有りました。

裁判所に確認したところ、差押する人が違うことから、新規案件として対応願うとの申し出を受けたことにより、農業委員3名と事務局職員により調査を実施したものであります。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、農地と判断し農地法に基づく買受適格証明書の提出が必要と回答いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第14報告第9号、農地台帳搭載願いに対する確認事務報告について、事務局より報告させます。

武田総括主査 農地台帳搭載願いに対する確認事務報告について報告します。この案件は、平成12年度に農地転用を受けた土地に対し、畑として作付しているので、農家台帳に登載願いが提出されたことにより、農業委員3名と事務局職員により調査を実施したものであります。

(以降議案書朗読)

以上につきまして、非農地と判断し、本人に通知しております。

農家台帳への登載申請願は来年度以降も出来るので、今後とも農地として肥培管理に努めるよう申請者に説明し理解を得ております。以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。これをもって第12回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成27年6月25日 午前11時10分

議長

会議録署名人 9 番委員

会議録署名人 10 番委員

これは原本である。

平成 27 年 6 月 25 日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 實